

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（玄海原子力発電所第3号機及び第4号機並びに川内原子力発電所第1号機及び第2号機設計及び工事の計画（火災防護基準の改正に伴う基本設計方針の変更）【3】」

2. 日時：令和5年7月3日（月）15時00分～16時10分

3. 場所：原子力規制庁内会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム） 奥安全規制調整官、他担当者3名

原子力規制企画課 火災対策室 齋藤火災対策室長、他担当者3名

九州電力株式会社： 担当者6名

5. 要旨

(1) 九州電力株式会社より、玄海原子力発電所第3号機及び第4号機並びに川内原子力発電所第1号機及び第2号機の設計及び工事の計画の認可申請（火災防護基準の改正に伴う基本設計方針の変更）について、資料に基づき説明があった。

(2) これに対し、原子力規制庁は、事実確認等を行うとともに、当該申請内容については、今後も引き続き確認する旨を伝えた。

(3) 九州電力株式会社より、了解した旨の回答があった。

6. その他

以下の資料（令和5年3月28日提出資料）を使用

- ・資料1 川内原子力発電所第1号機及び第2号機並びに玄海原子力発電所第3号機及び第4号機設計及び工事の計画の認可申請（火災防護審査基準の改正に伴う基本設計方針の変更（特定重大事故等対処施設））に係る確認事項※
- ・資料2 玄海原子力発電所3号機及び4号機 設計及び工事計画認可申請書補足説明資料【火災感知器追設工事（特定重大事故等対処施設）】※
- ・資料3 川内原子力発電所1号機及び2号機 設計及び工事計画認可申請書補足説明資料【火災感知器追設工事（特定重大事故等対処施設）】※
- ・資料4 川内原子力発電所第1号機及び2号機 玄海原子力発電所第3号機及び4号機 火災感知器追設工事（特定重大事故等対処施設）に係る設計及び工事計画認可申請の概要について※

※ 提出資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条に定める不開示情報を含むため、平成29年4月26日原子力規制委員会「特定重大事故等対処施設に係る工事計画の審査の進め方について」を踏まえ、非公開とします。

以上